

6次産業化商品等パッケージデザイン講習及び 商品デザイン業務仕様書

1 業務名称

6次産業化商品等パッケージデザイン及び商品デザイン業務

2 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

3 予算限度額

1,000千円(消費税込み)

4 業務の目的

地元資源を活用した6次産業化商品等を扱う、又は今後取り扱うことを予定している住民を対象にパッケージデザイン講習を行うことで商品の磨き上げを図り、観光客の購買意欲や満足度の向上、集客、収益の更なる増加につなげることを目的とする。また、開発を進める特産品を用いた商品についてパッケージを含めた商品の総合的なデザインプランニングを行うことで商品価値を上げることを目的とする。

5 委託業務内容

(1) パッケージデザイン講習の開催及び講習参加者のデザインデータの作成

ア 開催告知のチラシ作成

- ・パッケージデザイン講習の開催告知チラシを作成すること。

イ 講習の開催

- ・1講習あたり60分～120分程度とすること。
- ・講習は3回以上開催すること。

※パッケージの作成方法の講座ではなく、参加者が主体となりパッケージのデザインを考え、作成する講習とすること。

ウ データの作成

- ・講習の開催告知チラシの作成及び納品を行うこと。
- ・講習参加者のデザインデータの作成及び納品を行うこと。

(2) パッケージデザインの作成

ア 町が指定する商品2点の商品デザイン及びパッケージデザインの協議、作成

※作成にあたっては事前に町と十分に協議すること。

6 成果物

- (1) 講習開催告知チラシデータ
 - ・データ作成後すみやかに納品すること。
 - ・電子データ（a i 形式）で納品すること。
- (2) 講習参加者のパッケージデザインデータ
 - ・全講習終了時までデータを納品すること。
 - ・電子データ（a i 形式、その他1形式以上）で納品すること。
- (3) 町指定商品のパッケージデザインデータ 2点
 - ・データ作成後すみやかに納品すること。
 - ・電子データ（a i 形式）で納品すること。

6 成果物の帰属

- (1) 納品された講習参加者のパッケージデザインの著作権及び二次的利用権は講習参加者に帰属するものとする。
- (2) 納品された講習開催告知チラシ、町指定商品のパッケージデザインの著作権及び二次的利用権は三芳町に帰属するものとする。

7 個人情報の取り扱い

受注者は行政の業務の受託者である旨を十分理解し、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき個人情報を適正に取り扱わなければならない。

8 その他

- (1) 発注者及び受注者は業務の遂行にあたって、随時連絡を取り合い、作業の進捗状況の確認、調整、必要に応じて事業実施の手法等を協議するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、別記「三芳町標準委託契約約款」に基づき、発注者、受注者協議のうえ定める。仕様書についての疑義についても同様とする。